

令和 7 年度 生活困窮者自立相談支援事業業務に係る質問に対する回答

No.	事業の種類	質問	回答
1	家計改善支援事業	生活保護受給者における家計改善支援について、生活保護受給中であるため家計再生プランのみ作成するという認識でよいか	家計再生に関するプランの作成及びプランに基づく支援になります。
2	家計改善支援事業	生活保護受給者における家計改善支援について、どのくらいの支援対象世帯数を想定されているのか	令和 6 年12月31日時点で、市内において、高等学校及び大学への進学を控えている者（中学校 2 年生及び高等学校 2 年生）がいる世帯が100件あり、その内 1 割程度が支援につながるとし、10件程度の利用を想定している。
3	家計改善支援事業	生活保護受給者における家計改善支援について、担当ケースワーカーと事業受託者の役割分担はどのようなになるのか	支援の対象が高等学校及び大学への進学を控えている者（中学校 2 年生及び高等学校 2 年生）がいる世帯であることから、進学にかかる費用を捻出させるために必要な情報の提供や支援の実施が、自立相談支援機関としての役割と想定している。 その他、不就労者への就労指導や通院指導等の日常生活や社会生活にかかる支援はケースワーカーの役割と想定している。
4	住まいの相談支援員	一定期間の見守り等支援とあるが、想定される支援内容はどのようなものか	訪問や電話による生活状況の確認を想定している。 また、他の福祉サービスの利用が可能な者である場合、利用をさせ、サービス提供者からの利用状況を確認することも見守り支援と想定している。